

「近江大橋の維持管理のあり方を考える検討会」設置の経過について

滋賀県道路公社が管理している近江大橋有料道路や琵琶湖大橋有料道路については、安定した管理を今後も継続していけるよう、その財源の確保が大きな課題となっています。

滋賀の将来の道路について考える懇談会においても、近江大橋や琵琶湖大橋の将来の維持管理が安定して確実に継続できるようその財源を確保すること、また維持管理費の負担については幅広い議論が必要とされました。

近江大橋有料道路は、現在、西詰交差点の改良工事、6車線化工事、北側橋梁で大型車両に対応工事を実施していますが、平成22年度に北側橋梁の工事足場を利用して詳細点検を実施したところ、長寿命化を図るため新たな補強工事が必要であると判明しました。

近江大橋有料道路の料金徴収期限は、昭和56年5月の事業変更許可により、平成24年9月25日となっていました。将来の維持管理について検討する必要があるため、新たな補強工事については料金徴収期限の延伸により対応することとし、10月の県議会常任委員会で説明しました。

平成23年11月県議会に議第152号「滋賀県道路公社が行う有料道路事業の変更について」を上程し、道路整備特別措置法の規定に基づき、近江大橋有料道路の事業変更に対する県議会の同意の議決を求めました。

< 近江大橋有料道路事業の事業変更 >

(1) 事業概要 長寿命化のための橋りょう補強

(橋面防水、主桁表面防水等)

(2) 事業費 8億1千万円

全体事業費 196.3億円 204.4億円(変更増8.1億円)

(3) 料金の徴収期間

平成25年12月25日まで(1年3ヶ月の延長)

議第152号については、平成23年12月21日本会議で全会一致で可決されましたが、経済波及効果や周辺道路への影響を把握するための無料化社会実験の実施と平成25年12月以降の料金徴収期限の延長は安易に行わないこととする附帯決議も可決されました。

将来にわたる維持管理、また附帯決議を踏まえ無料化による経済波及効果や周辺道路への影響把握のための調査方法について検討するため、当検討会を設置するものです。

県議会平成23年11月定例会審議概要（近江大橋維持管理関連項目）

佐藤議員（自民）一般質問 平成23年12月7日

（1）有料道路の維持管理について

将来的な維持管理の負担のあり方の議論が遅いのではないかと。道路の維持管理について、現実的にどのような方法で利用者の負担を求めることができるのか。維持管理有料制度の他にどのような方法があるのか。近江大橋への維持管理有料制度導入の可能性について、現時点での見解を伺う。

これまで庁内で様々な可能性の検討を行ってきた。議論が遅れていることは申し訳なく考えている。維持管理の重要性がますます増していく中で、幅広い分野の方々に参画いただき、また、国土交通省の有識者委員会での高速道路会社の債務完了後の維持管理の負担のあり方にかかる議論も参考にしながら、有料道路の維持管理の負担のあり方についてしっかりと議論をさせていただきたい。

庁内で維持管理有料制度について検討を行い、近畿地方整備局とも協議をした経過もあるが、はっきりとした結論を出すまでには至っていない。今後、有料道路の将来の管理のあり方について検討会を設置して幅広く検討して行くということとしており、その中の選択視の一つとして維持管理有料制度についても議論を進めてまいりたい。

工事区間を増やすことによって利用者の利便性向上、渋滞対策そういうもので事業を拡大して来た歴史もある。更にそれを進めるという方法が、近江大橋で提案されているのが、草津市の要望である。それが可能かどうかについては、まだ議論は始めてはいないが、それも選択肢の一つである。

維持管理有料制度を、このまま単純に導入するということには、いくつかのハードルがあって、そう簡単なことではないということは、十分認識している。

（2）損失補てん引当金について

損失補てん引当金50億円は、道路公社の埋蔵金となっている。こうした状況をどのようにとらえているのか。利用者への還元を検討すべきだと思うが、見解を伺う。

法律に基づいて10%積立てなければならないことから、経営の安定性を確保する資金として定められたものである。本県の有料道路がいわゆる優良な有料道路であることから、資金が余ってくるという状況が生じている。全国の地方道路公社では、積立てた損失補填引当金をもって無料開放のときの未償還額に充てるという本来の使い方をされている。

過去の事例で言うと、途中トンネルの無料開放では、その時の損失補填引当金は、未償還のところに充てて経営の安定を図るというルールどおり日野水口有料道路の償還に充てた。近江大橋の損失補填金が数十億単位で積み上がっていることを、何か現行の法の中で使える方法がないかということについては、引き続き国交省とも相談をしてまいりたい。

（3）無料化社会実験について

近江大橋における無料化社会実験の実施を提案する。社会実験の実施への見解を伺う。

社会実験については、過去途中トンネル、日野水口有料道路でも実施したことがある。近江大橋における社会実験の実施については、今後、設置する検討会において、専門家の指導を仰ぎながら、今の社会経済状況など含めて、費用負担のあり方の検討を進める中で検討してまいりたい。

平成 23 年 12 月 15 日

政策・土木交通常任委員会

委員長 生 田 邦 夫 様

提出者 政策・土木交通常任委員会

委員	青	木	甚	浩
	細	江	正	人
	西	村	久	子
	赤	堀	義	次

議第 152 号滋賀県道路公社が行う有料道路事業の変更に
同意することにつき議決を求めることについてに対する
附帯決議案

上記の附帯決議案を別紙のとおり提出する。

別紙

議第 152 号滋賀県道路公社が行う有料道路事業の変更に同意することにつき議決を求めることについてに対する附帯決議案

平成 24 年 9 月に近江大橋が無料開放されることに県民の期待は大きなものがあったが、長寿命化をはじめとする工事費捻出のため安易に料金徴収期間の延長を図ろうとすることは、その期待を大きく裏切るものである。

よって、知事は、平成 20 年度包括外部監査の指摘のとおり県道路公社の在り方の再検討を行うとともに、次の事項について適切な措置を講ずべきである。

- 1 経済波及効果や周辺道路への影響を詳細に把握するため、速やかに無料化社会実験を行い、その結果を報告すること。
- 2 有料道路制度の趣旨や近江大橋有料道路の収支状況に鑑み、平成 25 年 12 月以後については、料金徴収期間の延長を安易に行わないこと。
- 3 将来にわたる近江大橋有料道路の維持管理については、道路利用者をはじめ、県民の意見を踏まえた検討を行うこと。